

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 一
- 知事指定薬物の指定 (薬務課) 一
- 県営土地改良事業計画の縦覧 (農村振興課) 一
- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 二
- 保安林の指定施業要件の変更 (同) 二
- 土地区画整理組合の理事についての届出 (都市計画課) 二
- 土地改良事業計画変更の適当の決定 (大河原地方振興事務所) 二
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定(二件) (警察本部会計課) 三
- 個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正 (選挙管理委員会) 三
- 宮城県告示第四百五十三号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
令和五年六月二十三日

告 示

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇七〇〇四三九	ライフサポートつばさ 名取市上余田字市坪 五―七―二	自立訓練(生活訓練)	合同会社フロンティア	令和五年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四百五十四号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号)第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 知事指定薬物の名称

化学名 (二R、三R) 一ニ一(三クロロフェニル)一三ニメチルモルフォリン、(二S、三S)

一ニ一(三クロロフェニル)一三ニメチルモルフォリン及びそれらの塩類

(通称名: 3-ICPM, 3-Chlorophenmetrazine)

二 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が生ずる日

令和五年六月二十三日

○宮城県告示第四百五十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営船迫地区土地改良事業(区画整理事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和五年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年六月二十三日から令和五年七月二十四日まで
縦覧場所
柴田町役場

○宮城県告示第四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

白石市大鷹沢三沢字逆川二〇の二・二〇の五から二〇の七まで・七二の一〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

土地改良事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和五年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県松島町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び松島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百五十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

令和五年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

松島町初原土地区画整理組合

二 事務所の所在地

仙台市青葉区中央三丁目二番一号

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名 住 所

赤 間 幸 夫 宮城県松島町初原字宮下二十五番地

石 川 信 行 宮城県松島町初原字志戸内三十七番地の四

小 野 裕 宮城県松島町初原字的場七番地

櫻 井 忠 良 宮城県松島町初原字原二十三番地

淀 川 武 志 宮城県松島町初原字的場二十番地の八

○宮城県告示第四百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、黒沢尻用水路土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和五年六月二十三日

宮城県大河原地方振興事務所
所 長 佐 藤 静 哉

- 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し
- 縦覧期間
令和五年六月二十六日から令和五年七月二十四日まで
- 縦覧場所
蔵王町役場、大河原町役場、村田町役場

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和五年六月二十三日

- 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大和町吉岡字上町十一番の一部、十二番、十三番
黒川郡大衡村駒場字彦右衛門橋百四番地六
熊田建業株式会社
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
令和五年六月二十三日

- 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 運転免許証作成システム共通基盤化対応等業務 一式
- 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 契約の相手方を決定した日 令和五年五月三十一日
- 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社DNPアイデーシステム 東京都新宿区市谷加賀町二丁目一番一号
- 契約金額 七千二百二十万五千円
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
令和五年六月二十三日

- 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察交通事故情報管理システム改修業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 契約の相手方を決定した日 令和五年六月二日
- 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 契約金額 四千八百九十五万円
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十八号
平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。
令和五年六月二十三日

宮城県選挙管理委員会
委員長 皆 川 章 太 郎
石巻市河南須江農村定住センターの項中「同 市河南須江字沢田前三番地一」を「同 市河南須江字沢田前三番地」に改め、石巻市複合文化施設まきあーとテラスの項の次に次のように加える。
石巻市牡鹿保健福祉センター 同 市鮎川浜清崎山七番地